

条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第55号

平成27年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第56号

平成27年4月27日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成27年4月27日から同年5月11日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

新旧別	区分	路線名等	所在(起点及び終点)
新	里道	西3区194号里道	己斐上三丁目1756番地先から1756番地先まで
旧	里道	西3区194号里道	己斐上三丁目1661番1地先から1756番地先まで

広島市告示(西区)第57号

平成27年4月30日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成27年4月30日から同年5月14日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

区分	路線名等	所在(起点及び終点)
里道	西5区77号里道	広島市西区井口二丁目953番地先

広島市告示(安佐南区)第26号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号
名称 社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会
代表者 会長 寺尾一秀

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第27号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号
名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表者 代表理事 藤田 徹

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第28号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

所在地 広島市中区基町5番44号
名称 三栄パブリックサービス株式会社
代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第29号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市佐東老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市安佐南区中須一丁目38番13号

社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会
代表者 会長 寺尾 一秀

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（安佐南区）第30号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市沼田老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市安佐南区伴東七丁目64番7号

伴学区社会福祉協議会

代表者 会長 伴 晴英

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（安佐南区）第31号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

安佐南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

神田 暢浩

佐藤 京子

百出 弘美

下谷 久美

加藤 豊

藤井 三郎

住井 真佐江

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

3 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（安佐南区）第32号

平成27年4月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月3日から同月17日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南2区89号線	広島市安佐南区古市二丁目1501番地15地先から 広島市安佐南区古市二丁目1501番地9地先まで	旧	2.50 ～ 3.00	30.50
			新	3.10 ～ 3.50	30.50
市道	安佐南2区93号線	広島市安佐南区古市二丁目1525番地地先から 広島市安佐南区古市二丁目1501番地12地先まで	旧	2.00 ～ 2.60	23.30
			新	3.00 ～ 3.20	23.30

広島市告示（安佐南区）第33号

平成27年4月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月3日から同月17日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南2区89号線	広島市安佐南区古市二丁目1501番地15地先から 広島市安佐南区古市二丁目1501番地9地先まで	平成27年4月3日
市道	安佐南2区93号線	広島市安佐南区古市二丁目1525番地地先から 広島市安佐南区古市二丁目1501番地12地先まで	平成27年4月3日

広島市告示（安佐南区）第34号

平成27年4月9日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 解除を受けた区分任出納員の設置場所
安佐南区役所沼田出張所戸山連絡所
- 解除を受けた区分任出納員
安佐南区役所沼田出張所
主査 上本 美和
- 解除させた事務
広島市会計規則第85条第1項中別表第3の出張所長が行う

収納事務

4 解除年月日
平成27年3月31日

広島市告示(安佐南区)第35号

平成27年4月9日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分出納員の設置場所
安佐南区役所沼田出張所戸山連絡所
- 2 委任を受けた区分出納員
安佐南区役所沼田出張所
主査 玉木 小百合
- 3 委任させた事務
広島市会計規則別表第3の出張所長が行う収納事務
- 4 委任年月日
平成27年4月1日

広島市告示(安佐南区)第36号

平成27年4月13日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月13日から同月27日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	新旧別	幅員(m)	延長(m)
市道	安佐南3区328号線	広島市安佐南区山本六丁目11番地地先から	旧	2.50 ～ 4.50	54.10
		広島市安佐南区山本六丁目10番地1地先まで	新	4.40 ～ 4.70	

広島市告示(安佐南区)第37号

平成27年4月13日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月13日から同月27日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区328号線	広島市安佐南区山本六丁目11番地地先から 広島市安佐南区山本六丁目10番地1地先まで	平成27年4月13日

広島市告示(安佐南区)第38号

平成27年4月17日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成27年3月31日及び同年4月9日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第39号

平成27年4月20日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年4月26日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した別所第二自治会(旧代表者 沖田 暁昇)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容

- 1 目的
本会は、地域住民の親睦を図るとともに、自主的な共同活動によって環境の整備、福祉活動の活性化、集会所施設の活用を通して地域づくりを推進することを目的とする。
- 2 代表者の氏名及び住所
氏名 中川 洋治
住所 広島市安佐南区八木六丁目11番20号

広島市告示(安佐南区)第40号

平成27年4月28日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり告示します。

その関係図書は、広島市安佐南区農林建設部維持管理課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

名称	所在地	供用開始の期日	区域

こころ第四公園	安佐南区伴南五丁目8013番336	平成27年4月28日	別図1のとおり。
こころ第五公園	安佐南区伴南五丁目8013番338	平成27年4月28日	別図2のとおり。
こころ第二緑地	安佐南区伴南五丁目8013番337	平成27年4月28日	別図3のとおり。

別図1、別図2及び別図3 略

広島市告示(安佐南区)第41号

平成27年4月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年1月19日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した下中調子町内会(旧代表者 石橋 信彦)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
氏 名 住田 正信
住 所 広島市安佐南区川内一丁目14番9号
- 2 事務所
広島市安佐南区川内一丁目14番9号

広島市告示(安佐南区)第42号

平成27年4月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年6月1日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したすみれが丘自治会(旧代表者 瀬川 栄一)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

- 1 代表者の氏名及び住所
氏 名 葉山 勝教
住 所 広島市安佐南区安東一丁目26番3号
- 2 事務所
広島市安佐南区安東一丁目26番3号

広島市告示(安佐南区)第43号

平成27年4月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年3月9日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した若葉台町内会(旧代表者 石富 三弘)について、次のとおり告示事項を変更しまし

た。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

- 代表者の氏名及び住所
氏 名 日向 晴久
住 所 広島市安佐南区伴北七丁目52番1号

広島市告示(安佐北区)第25号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市筒瀬福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市中区基町5番44号
三栄パブリックサービス株式会社
代表者 代表取締役 田口 智之
- 2 委託する期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安佐北区)第26号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐北区地域福祉センター及び広島市可部福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委託を受けた者
広島市安佐北区可部三丁目19番22号
社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会
代表者 会長 伊藤 昭善
- 2 委託する期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安佐北区)第27号

平成27年4月8日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。
その関係図面は、平成27年4月8日から同月22日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員(m)	敷地の延長(m)

市道	安佐北3区279号線	安佐北区三入二丁目682番15地先から	旧	5.10 ～ 13.60	26.70
		安佐北区三入二丁目682番16地先まで	新	6.60 ～ 13.60	
	安佐北3区225号線	安佐北区三入二丁目682番8地先から	旧	4.30 ～ 5.00	8.50
		安佐北区三入二丁目682番8地先まで	新	5.00	

広島市告示（安佐北区）第28号

平成27年4月8日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成27年4月8日から同月22日まで安佐北区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐北3区279号線	安佐北区三入二丁目682番15地先から 安佐北区三入二丁目682番16地先まで	平成27年4月8日
	安佐北3区225号線	安佐北区三入二丁目682番8地先から 安佐北区三入二丁目682番8地先まで	平成27年4月8日

広島市告示（安佐北区）第29号

平成27年4月14日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

安佐北区役所安佐出張所	主査	原重早苗
	主事	木元幸
	事務推進員	能美八重子

2 解除する事務

- 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び

納付金の収納

- 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 幼稚園授業料の収納
- 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

3 解除年月日

平成27年3月31日

広島市告示（安佐北区）第30号

平成27年4月14日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

安佐北区役所安佐出張所	主査	松陰利光
	主事	向井清絵

2 委任させた事務

- 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
- 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の

収納

- (10) 幼稚園授業料の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務にも係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

3 委任年月日

平成27年4月1日

広島市告示（安佐北区）第31号

平成27年4月16日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 区分任出納員設置箇所

安佐北区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

2 委任を受けた区分任出納員

- 主査 大久保 真須美
- 主査 櫻井 陸 恵
- 主事 高岡 智 幸
- 嘱託員 岸 芳 江
- 嘱託員 丸本 孝 子
- 嘱託員 壹柳 協
- 嘱託員 大藤 令 子

3 委任させた事務

広島市証明等手数料条例第2条第9号、第13号及び16号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る）

4 引継ぎの方法

翌日（区役所の閉庁日の場合、最も近い開庁日）までに引継ぐ。

5 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第32号

平成27年4月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年10月23日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した福原町内会（代表者 藤井 孝弘）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区亀山三丁目8番27-26号	広島市安佐北区亀山三丁目8番30号
代表者の氏名住所	藤井 孝弘 広島市安佐北区亀山三丁目8番27-26号	有馬 富男 広島市安佐北区亀山三丁目8番30号

広島市告示（安佐北区）第33号

平成27年4月27日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年8月1日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上中2区町内会（代表者 田中 廣憲）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

区域

2 変更の内容

	旧	新
区域	広島市安佐北区可部三丁目37番の全域 四丁目1番から8番までの全域 五丁目9番7号及び8号 11番20号から25号まで 12番から21番までの全域（17番及び20番を除く。）	広島市安佐北区可部三丁目37番の全域 38番1号及び3号 35号から43号まで 四丁目1番から8番までの全域 五丁目9番7号及び8号 11番20号から25号まで 12番から21番までの全域（17番及び20番を除く。）

広島市告示（安佐北区）第34号

平成27年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋三区町内会（代表者 松岡 良則）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区三入六丁目14番35-2号	広島市安佐北区三入六丁目20番7号
代表者の氏名住所	松岡 良則 広島市安佐北区三入六丁目14番35-2号	川重 康典 広島市安佐北区三入六丁目20番7号

広島市告示（安佐北区）第35号

平成27年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、平成20年6月3日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した小越団地自治会（代表者 田上 武男）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字小越28番地3	広島市安佐北区白木町大字小越19番地1
代表者の氏名住所	田上 武男 広島市安佐北区白木町大字小越28番地3	三吉 高 広島市安佐北区白木町大字小越19番地1

広島市告示（安佐北区）第36号

平成27年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、平成10年2月24日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した迫田自治会（代表者 大久保 雅博）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区白木町大字井原甲1789番地	広島市安佐北区白木町大字井原1322番地1
代表者の氏名住所	大久保 雅博 広島市安佐北区白木町大字井原甲1789番地	高橋 省司 広島市安佐北区白木町大字井原1322番地1

広島市告示（安佐北区）第37号

平成27年4月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定に基づき、平成15年10月27日付けで、不動産又は不

動産に関する権利等を保有する団体として認可した水主町自治会（代表者 小玉 信之）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

	旧	新
事務所	広島市安佐北区可部二丁目17番3号	広島市安佐北区可部二丁目28番9号
代表者の氏名住所	小玉 信之 広島市安佐北区可部二丁目17番3号	加藤 皓三 広島市安佐北区可部二丁目28番9号

広島市告示（安芸区）第25号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安芸区地域福祉センター、広島市畑賀福祉センター、広島市阿戸福祉センター及び広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

広島市安芸区船越南三丁目2番16号

社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会

代表者 会長 中島 幸子

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第26号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号

テルウェル西日本株式会社

代表取締役 岡本 金久

2 委託する期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第27号

平成27年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1

項の規定に基づき、広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いこいの家清風荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市安芸区船越南三丁目2番16号
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会
代表者 会長 中島 幸子

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第28号

平成27年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、瀬野川公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区大手町五丁目3番12号
株式会社第一ビルサービス
代表取締役 杉川 聡

2 委託した期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第29号

平成27年4月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部中野出張所 主任 加川 和穂
(畑賀連絡所) 主査 重田 美恵子
主事 渡辺 明美

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20条)第2条に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第30号

平成27年4月2日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4

6第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部中野出張所 主任(囑託) 岩根 雅代
(畑賀事務所) 臨時職員 神田 寿美

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20条)第2条に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成27年4月1日

4 委任期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第31号

平成27年4月6日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年2月5日付で、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した望ヶ丘自治会(代表者 長堀 義久)について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区中野東五丁目30番13号

2 代表者の氏名及び住所

上田 福三

広島市安芸区中野東五丁目30番13号

広島市告示(安芸区)第32号

平成27年4月7日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部市民課 課長補佐 重本 正法
(区役所時間外窓口) 主 事 齋藤 和子

主 事 藤本 佳彦

主 事 長友 幾子

主 事 山田 あすか

主 事 上野 祥太

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20条)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納(区役所の時間外窓口の事務)

3 委任年月日
平成27年4月1日

4 委任期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第33号**

平成27年4月7日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4  
6第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部市民課 日直員 俵 昭憲  
(区役所時間外受付窓口) 日直員 加藤 寛治  
日直員 川崎 雄一  
日直員 中本 尋子

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20条）  
第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日  
平成27年4月1日

4 委任期間  
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（安芸区）第34号

平成27年4月8日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、4月4日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（安芸区）第35号**

平成27年4月14日

次のとおり、住居表示実施区域内の街区の区域の変更を行います。

広島市長 松井 一 實

1 変更する区域

安芸区瀬野西一丁目の街区の一部

2 変更内容

別図のとおり。

3 変更年月日

平成27年4月14日

~~~~~